

第百八十一号議案

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年九月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項中「同じ。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナースhip宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナースhipに関する制度による証明を受けたパートナースhip関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナースhip関係の相手方」という。）」を加え、同条第二項中「、配偶者」の下に「若しくはパートナースhip関係の相手方」を、「同じ。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナースhip宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナースhipに関する制度による証明を受けたパートナースhip関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナースhip関係の相手方」という。）」を加える。

第十一条の二の二第一項及び第二項並びに第十一条の三第一項及び第二項中「（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和四年十一月一日から施行する。

(提案理由)

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第十五号）の施行を踏まえ、介護休暇等の対象となる要介護者に係る規定を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。